

# 姫路市行財政改革プラン2019

---

## 実行計画

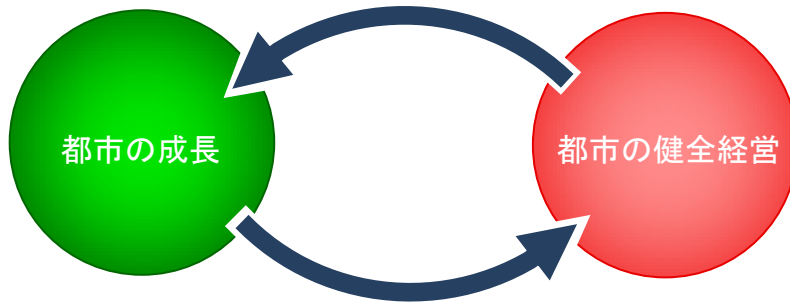
平成28年(2016年)7月【改定版】

姫 路 市

## 1 改革のテーマ

### 「成長と健全経営の好循環」

都市機能の充実による都市の成長と、効果的で効率的な健全経営を両立し、これらの好循環を育むことを目的とする公共サービスの最適化戦略



## 2 期間

平成27年度 ～ 平成31年度 [5年間]

## 3 推進方策

### ▶ 三つの基本方針・七つの戦略

#### 【基本方針1】経営資源の最適活用〔続ける改革〕

〔戦略1〕 公共サービスの点検と見直し

〔戦略2〕 公共施設のマネジメント

〔戦略3〕 財源の開拓と確保

#### 【基本方針2】行政課題への対応力向上〔変わる改革〕

〔戦略4〕 職員育成とさらなる志気高揚の推進

〔戦略5〕 新たな制度等に対応できる仕組みの構築

#### 【基本方針3】協働・共感による市政運営〔つなぐ改革〕

〔戦略6〕 市民との共感に基づく連携の推進

〔戦略7〕 民の知恵と活力を活用した公共サービスの展開

### ▶ 実行計画

七つの戦略に基づく具体的な行動計画

## 4 目標

### ▶ 戦略ごとの目標

各戦略の重点推進項目（全庁的な視点から重点的に進行管理を行う項目）に関連する目標で、前年度までの成果と当該年度の成果を比較することによって、次年度以降に向けた課題と対応を考察することに適したもの

七つの戦略	目標
公共サービスの点検と見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務事業の見直し [見直し件数・金額]</li> <li>▶ インセンティブ予算制度の活用 [活用件数]</li> </ul>
公共施設のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公共施設等総合管理計画の策定と推進</li> <li>▶ 施設評価の実施</li> </ul>
財源の開拓と確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料の現年収入率の向上 [収入率]</li> <li>▶ 使用料等の見直し</li> <li>▶ 未利用公有財産等の処分及び貸付による有効活用 [収入額・売却率、入札回数]</li> </ul>
職員育成とさらなる志気高揚の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新たな人材育成基本方針の策定と推進</li> <li>▶ 長時間勤務者（年間720時間以上の時間外勤務を行う者）数の削減 [長時間勤務者数]</li> <li>▶ 新たな人事評価制度の構築</li> </ul>
新たな制度等に対応できる仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 情報システム再構築 [事業の進捗率]</li> <li>▶ 固定資産台帳の整備</li> </ul>
市民との共感に基づく連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民満足度調査の結果（「コミュニティづくりの推進」及び「市民参画と協働の推進」の満足度に関する評価）の向上 [満足度のポイント]</li> <li>▶ 「姫路市市民活動・協働推進事業計画」の見直しと推進</li> </ul>
民の知恵と活力を活用した公共サービスの展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 提案型アウトソーシングの実施</li> <li>▶ 事例研究によるPFI手法を用いた施設整備の実施</li> </ul>

※ [参考指標]


職員アンケートの結果（仕事のやりがい、職員としての使命感に関する項目等）

▶ 重点目標

プラン全体に係る重点的な目標

(1) 定員の適正化に関する数値目標

① 総職員数に関する目標

前プランの目標 (平成27年4月1日)	[引き続き目標とする]	目標 (平成32年4月1日)
3,767人		3,767人

② 職種別構成に関する目標

	現状 (平成26年4月1日)	目標 (平成32年4月1日)
行政職	2,242人	2,343人
技能労務職	703人	574人
消防職	551人	565人
教育職	294人	285人

(2) 財政運営に関する数値目標

	目標 (平成31年度決算)	前プランの 目標	早期健全化 基準
実質赤字比率	黒字	黒字	11.25%
連結実質赤字比率	黒字	黒字	16.25%
実質公債費比率	9.9%以下	11.0%以下	25.0%
将来負担比率	70.0%以下	100.0%以下	350.0%

## 5 進行管理〔R-PDSAサイクル〕

- ▶ 計画（PLAN）、実行（DO）、考察（STUDY）及び改善（ACTION）の各段階において現状把握・分析（RESEARCH）を重視する「R-PDSAサイクル」により、進行管理を行います。
- ▶ R-PDSAサイクルの過程で、「A（改善）」における取組み及び手法の見直しを「P（計画）」に反映させることにより、改革の内容を充実し、スピード感を持って取り組む「改革の質」の向上を目指します。
- ▶ 具体的には、年度ごとに個々の取組みの進捗状況や取組み内容について評価・考察し、必要に応じた見直しを行います。

R	RESEARCH 〔現状把握・分析〕	行財政改革市民会議の意見や市民満足度調査の活用などにより、広く市民意見を捉えます。さらに、本市を取り巻く社会経済情勢等を分析し、取組みの方向性を明確にします。
---	-----------------------	---

P	PLAN 〔計画〕	行政ニーズを踏まえ、計画を策定します。
D	DO 〔実行〕	計画に沿って、着実に取組みを進めます。
S	STUDY 〔考察〕	行革モニターによるモニタリングの結果も踏まえ、取組みの進捗を検証し、課題と対応を考察します。
A	ACTION 〔改善〕	考察の結果に基づき、取組み及び手法の見直しを行います。

## 実行計画の構成

- ▶ 改革を推進するため、七つの戦略の具体的な取組みとして35の推進項目を設定します。
- ▶ 推進項目の重要度や戦略への貢献度に応じて、重点推進項目と自律推進項目に区分し、進行管理を行います。
- ▶ 重点推進項目は、行財政改革推進本部において全庁的な視点から、行財政改革市民会議において市民目線から、それぞれ評価を行い、これらの評価に基づき戦略の課題と次年度以降の取組み方針についての考察を行うことで、計画全体の推進を目指します。
- ▶ 自律推進項目は、所管局が高い志気を持って自律的に取り組み、自ら達成度を評価し、創意工夫しながら見直しを行い、取組みの成果を出すことを目指します。

### 1 記載事項

#### (1) 重点推進項目〔20項目〕

##### ▶ 取組みの趣旨

取組みの着眼点やねらいについて記載しています。

##### ▶ 現状・課題

これまでの実績、現在の状況、このプランの計画期間において取り組むべき課題について、記載しています。

##### ▶ 取組みの工程

計画期間内の5年間の取組みについて、単年度ごとに記載しています。

複数年度に渡り同じ取組みを記載している基本的な項目についても、R-PDSAサイクルを経て改革の質の向上を図ることとしており、各年度の実績等を反映した取組み内容に改定していきます。

##### ▶ 所管局

取組みの中心となる所管局を記載しています。

複数の所管局を記載している取組みについては、関係局が連携することにより取組みを推進し、実施効果を高めます。

#### (2) 自律推進項目〔15項目〕

##### ▶ 取組みの内容

##### ▶ 所管局

## 2 取り組みの評価・報告

	所管局	行財政改革推進本部 〔庁内組織〕	行財政改革市民会議 〔附属機関〕
重点推進項目	評価	評価・指示	評価・意見
自律推進項目	評価	報告・指示	報告・意見

### 行財政改革推進本部

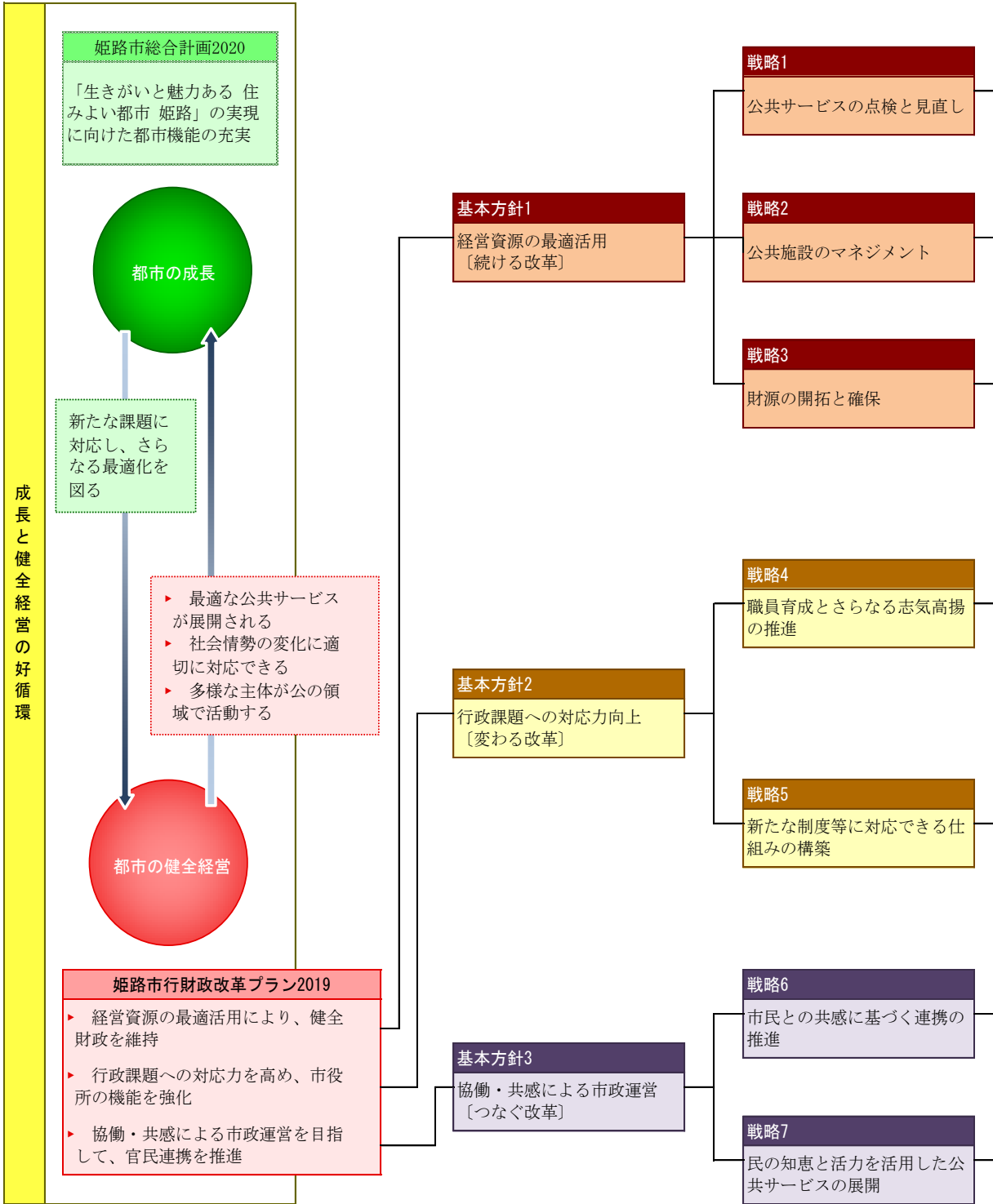
- ▶ 全庁を挙げて改革を推進するため、庁内組織として「行財政改革推進本部」を設置します。
- ▶ 行財政改革推進本部は市長を本部長とし、市長の強力なリーダーシップのもと、改革を推進します。

### 行財政改革市民会議

- ▶ 有識者の専門的見地や市民の目線から提言と評価をいただくため、市長の附属機関として、「行財政改革市民会議」を設置します。
- ▶ 行財政改革市民会議の委員は、学識経験者、市政に関する有識者及び公募市民により構成します。

# 体系図

テーマ	三つの基本方針	七つの戦略
-----	---------	-------



重点目標1
定員の適正化に関する数値目標〔平成32年4月1日〕
総職員数：3,767人、職種別職員数：行政職2,343人、技能労務職574人、消防職565人、教育職285人



※ 重点：重点推進項目 自律：自律推進項目

実行計画		戦略ごとの目標
重点	1 事務事業の見直し	事務事業の見直し
	2 予算編成手法の工夫	インセンティブ予算制度の活用
	3 特別会計の健全経営	
	4 公営企業の健全経営	
自律	5 公共工事の品質向上	
	6 契約制度の改善	
重点	7 公共施設に関する方針の策定と推進	公共施設等総合管理計画の策定と推進
	8 施設点検の充実による予防保全への転換	施設評価の実施
重点	9 市税等収入率の向上	市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料の現年収入率の向上
	10 受益者負担の適正化	
	11 未利用公有財産等の活用・処分	使用料等の見直し
自律	12 広告事業等による財源の確保	未利用公有財産等の処分及び貸付による有効活用
	13 ふるさと納税の活用促進	
	14 国・県支出金の活用	
重点	15 課題対応力を持った職員の育成	新たな人材育成基本方針の策定と推進
	16 職員が安心して働くことができる職場づくり	長時間勤務者数の削減
	17 能力・実績に基づく人事管理	新たな人事評価制度の構築
	18 職員配置の適正化	
自律	19 給与等の見直し	
	20 法務体制の充実	
	21 リスク管理の推進	
重点	22 情報システムの最適化	情報システム再構築
	23 新地方公会計への対応	固定資産台帳の整備
自律	24 広域行政の推進	
	25 マイナンバー制度を活用したサービスの実施	
	26 子ども・子育て支援事業計画の推進	
	27 電力自由化に対応した電力入札の推進	
重点	28 市政情報の発信と市民意見の収集	市民満足度調査の結果の向上
	29 多様な主体との連携	「姫路市市民活動・協働推進事業計画」の見直しと推進
自律	30 まちづくりと自治の条例の啓発	
	31 地域防災力の強化	
	32 協働による介護予防や生活支援の充実	
重点	33 アウトソーシングの推進	提案型アウトソーシングの実施
	34 PFI等事業手法の導入検討	事例研究によるPFI手法を用いた施設整備の実施
	35 外郭団体の活用と健全経営の推進	

## 重点目標2

### 財政運営に関する数値目標【平成31年度決算】

実質赤字比率：黒字、連結実質赤字比率：黒字、実質公債費比率：9.9%以下、将来負担比率：70.0%以下

# 項目一覧

## 【基本方針1】 経営資源の最適活用〔続ける改革〕

戦略1	公共サービスの点検と見直し		
重点推進項目	1	事務事業の見直し	P. 11
	2	予算編成手法の工夫	P. 13
	3	特別会計の健全経営	P. 15
	4	公営企業の健全経営	P. 19
自律推進項目	5	公共工事の品質向上	P. 21
	6	契約制度の改善	P. 21

戦略2	公共施設のマネジメント		
重点推進項目	7	公共施設に関する方針の策定と推進	P. 23
	8	施設点検の充実による予防保全への転換	P. 25

戦略3	財源の開拓と確保		
重点推進項目	9	市税等収入率の向上	P. 27
	10	受益者負担の適正化	P. 29
	11	未利用公有財産等の活用・処分	P. 31
自律推進項目	12	広告事業等による財源の確保	P. 33
	13	ふるさと納税の活用促進	P. 33
	14	国・県支出金の活用	P. 33

【基本方針2】 行政課題への対応力向上〔変わる改革〕

戦略4		職員育成とさらなる志気高揚の推進	
重点推進項目	15	課題対応力を持った職員の育成	P. 35
	16	職員が安心して働くことができる職場づくり	P. 37
	17	能力・実績に基づく人事管理	P. 39
	18	職員配置の適正化	P. 41
自律推進項目	19	給与等の見直し	P. 43
	20	法務体制の充実	P. 43
	21	リスク管理の推進	P. 43

戦略5		新たな制度等に対応できる仕組みの構築	
重点推進項目	22	情報システムの最適化	P. 45
	23	新地方公会計への対応	P. 47
自律推進項目	24	広域行政の推進	P. 49
	25	マイナンバーを活用したサービスの実施	P. 49
	26	子ども・子育て支援事業計画の推進	P. 50
	27	電力自由化に対応した電力入札の推進	P. 50

【基本方針3】 協働・共感による市政運営〔つなぐ改革〕

戦略6		市民との共感に基づく連携の推進	
重点推進項目	28	市政情報の発信と市民意見の収集	P. 51
	29	多様な主体との連携	P. 53
自律推進項目	30	まちづくりと自治の条例の啓発	P. 55
	31	地域防災力の強化	P. 55
	32	協働による介護予防や生活支援の充実	P. 55

戦略7		民の知恵と活力を活用した公共サービスの展開	
重点推進項目	33	アウトソーシングの推進	P. 57
	34	P F I 等事業手法の導入検討	P. 59
	35	外郭団体の活用と健全経営の推進	P. 61

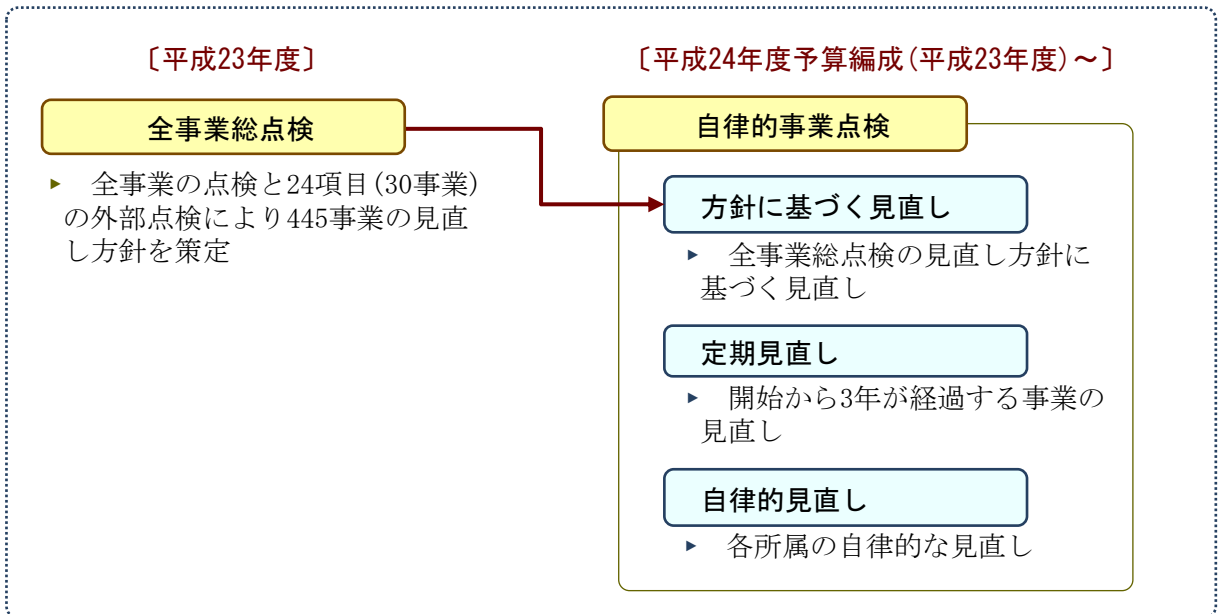
戦略1	公共サービスの点検と見直し	重点推進項目
1	事務事業の見直し	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 予算編成時に各所属が実施している事業点検に継続して取り組む。
- ▶ 計画期間中に、市民目線及び政策的視点から新たな外部点検を実施し、事業の見直しを推進する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 全事業総点検を実施した。（平成23年度）
- ▶ 全事業総点検の視点を踏襲する毎年度の予算編成時の見直し（自律的事業点検）については、一定の効果をj得ている。



- ▶ 地方交付税の合併算定替終了後（平成33年度以降）の財政状況を見据えて、一層の事業の精査が必要である。
- ▶ 全事業総点検の手法の見直しに基づく新たな点検が必要である。

(3) 取組みの工程

① 事業点検の継続					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業点検手法の見直し</li> <li>▶ 事業点検の実施</li> </ul>	▶ 事業点検の実施	▶ 事業点検の実施	▶ 事業点検の実施	▶ 事業点検の実施
目標値	事業の見直し件数（単年度目標）				
	[25年度実績：166件]				
	150件	150件	150件	150件	150件
	事業の見直しによる効果額（単年度目標）				
[25年度実績：386百万円]					
	3億円	3億円	3億円※	3億円※	3億円※

※ 平成29年度に実施する外部点検の結果を踏まえ、目標値を加算していく。

② 新たな外部点検の実施					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 外部点検の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外部点検の仕組みの構築</li> <li>▶ 外部点検の対象事業の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外部点検の実施</li> <li>▶ 外部点検の結果に基づく事業の見直し</li> </ul>	▶ 外部点検の結果に基づく事業の見直し	▶ 外部点検の結果に基づく事業の見直し

(4) 所管局

- ▶ 総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕

戦略1	公共サービスの点検と見直し	重点推進項目
2	予算編成手法の工夫	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 社会情勢の変化や政策に基づく事業の新陳代謝を促すため、インセンティブ予算制度等の手法の見直しや、新しい手法の導入を検討する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 事務事業の見直しが進むに従い、件数及び効果額の漸減が予想される。
- ▶ 他都市の取組み等を参考にするとともに、還元型インセンティブ予算について効果の検証を行い、現行制度の見直しに取り組む。

#### インセンティブ予算制度

[平成17年度～]

- ▶ 事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めるため、既存の事務事業に係る経費の節減額を、新規事業に要する経費に充てるもの

#### 還元型インセンティブ予算制度

[平成24年度～]

- ▶ 前年度中の職員の創意工夫による事務改善に伴う経費節減額又は増収額の一定割合を、新年度の予算に還元するもの

(3) 取組みの工程

① インセンティブ予算制度の充実

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ インセンティブ 予算制度の実施</li> <li>▶ 還元型インセンティブ 予算制度の実施</li> <li>▶ 新制度の構築に向けた調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ インセンティブ 予算制度の実施</li> <li>▶ 還元型インセンティブ 予算制度の検証</li> <li>▶ 新制度の構築に向けた調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ インセンティブ 予算制度の実施</li> <li>▶ 新制度の試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ インセンティブ 予算制度の実施</li> <li>▶ 新制度の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ インセンティブ 予算制度の実施</li> <li>▶ 新制度の実施</li> </ul>
目標値	インセンティブ予算制度による事業の見直し件数（単年度目標） [25年度実績：42件]				
	25件	25件	25件	25件	25件
	還元型インセンティブ予算制度による事業の見直し件数（単年度目標） [25年度実績：18件]				
	25件	25件	—	—	—

(4) 所管局

- ▶ 財政局〔財政課(TEL221-2214)〕

戦略1	公共サービスの点検と見直し	重点推進項目
3	特別会計の健全経営	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 特別会計の健全経営を推進し、市全体の財政健全化に努める。

### (2) 現状・課題

#### ▶ 卸売市場事業

卸売市場の再整備にあたっては、多額の費用負担が見込まれる。

再整備の方向性、費用負担のあり方等について検討を進めるとともに、自主的な運営ができる体制づくりに取り組む。

地方卸売市場への一部移行に伴い、業務の見直しを進める。

#### ▶ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

償還金の元利収入率を高め、市債や繰入金の抑制を図る。

#### ▶ 国民健康保険事業

国民健康保険制度の安定的運営を図るため、特定健康診査\*1及び特定保健指導\*2を推進し、医療費の抑制に努めるとともに、国民健康保険料の徴収強化に取り組む。

#### ▶ 介護保険事業

後期高齢者人口の増加に伴う保険給付費の増大が予想される中、介護給付の適正化を推進するとともに、介護保険料の徴収強化に取り組む。

#### ▶ 後期高齢者医療事業

口座振替加入の勧奨により納め忘れを防止するとともに、広報等で制度周知を行うことで、制度を支える財源としての保険料の必要性についての理解を得ることによって、保険料の収入率の向上に取り組む。

#### ▶ 奨学学術振興事業

一般会計からの繰入れを行うことなく、基金の利子収入等により事業を計画的に実施する。

\*1 特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、実施年度において40～74歳となる医療保険の加入者（毎年度4月1日現在で加入している者）が対象となる。

\*2 特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して、生活習慣を見直すサポートを行うもの



(3) 取組みの工程

① 卸売市場事業					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務の効率化</li> <li>▶ 一部地方市場化（規制緩和等）による業務の見直しの実施</li> <li>▶ 再整備方針の決定</li> <li>▶ 経営戦略の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務の効率化</li> <li>▶ 一部地方市場化（規制緩和等）による業務の見直しの検証</li> <li>▶ 再整備方針・経営戦略に基づく取組みの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務の効率化</li> <li>▶ 一部地方市場化（規制緩和等）による業務の見直しの検証</li> <li>▶ 再整備方針・経営戦略に基づく取組みの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務の効率化</li> <li>▶ 再整備方針・経営戦略に基づく取組みの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事務の効率化</li> <li>▶ 再整備方針・経営戦略に基づく取組みの実施</li> </ul>
目標値	繰入金の前年度比減少率（単年度目標） [25年度実績：4.3%]				
	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%

② 母子父子寡婦福祉資金貸付事業					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 償還指導</li> <li>▶ 訪問徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 償還指導</li> <li>▶ 訪問徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 償還指導</li> <li>▶ 訪問徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 償還指導</li> <li>▶ 訪問徴収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 償還指導</li> <li>▶ 訪問徴収</li> </ul>
目標値	元利収入率〔現年分〕（単年度目標） [25年度実績：90.0%]				
	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

### ③ 国民健康保険事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上対策</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上対策</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上対策</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上対策</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上対策</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>
目標値	特定健康診査の受診率（単年度目標）				
	[25年度実績：33.1%]				
	50.0%	55.0%	60.0%	(国の目標値を踏まえて、決定する)	
	特定保健指導の実施率（単年度目標）				
[25年度実績：10.5%]					
	40.0%	50.0%	60.0%	(国の目標値を踏まえて、決定する)	

### ④ 介護保険事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者への指導・監査、ケアプランチェックの実施</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者への指導・監査、ケアプランチェックの実施</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者への指導・監査、ケアプランチェックの実施</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者への指導・監査、ケアプランチェックの実施</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者への指導・監査、ケアプランチェックの実施</li> <li>▶ 保険料の収入率向上対策</li> </ul>
目標値	①訪問介護に係る保険給付費の伸び率 ≤ ②65歳以上の被保険者数の伸び率（単年度目標）				
	[25年度実績：①6.5% ≥ ②4.0%]				
	① ≤ ②	① ≤ ②	① ≤ ②	① ≤ ②	① ≤ ②

⑤ 後期高齢者医療事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 口座振替加入の勧奨</li> <li>▶ 広報等による制度周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 口座振替加入の勧奨</li> <li>▶ 広報等による制度周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 口座振替加入の勧奨</li> <li>▶ 広報等による制度周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 口座振替加入の勧奨</li> <li>▶ 広報等による制度周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 口座振替加入の勧奨</li> <li>▶ 広報等による制度周知</li> </ul>
目標値	保険料の納付勧奨等に関する年間広報件数（単年度目標） [25年度実績：5件]				
	5件	5件	5件	5件	5件

⑥ 奨学学術振興事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基金の利子収入等による事業の計画的な実施</li> <li>▶ 貸付金の償還管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基金の利子収入等による事業の計画的な実施</li> <li>▶ 貸付金の償還管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基金の利子収入等による事業の計画的な実施</li> <li>▶ 貸付金の償還管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基金の利子収入等による事業の計画的な実施</li> <li>▶ 貸付金の償還管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基金の利子収入等による事業の計画的な実施</li> <li>▶ 貸付金の償還管理</li> </ul>
目標値	一般会計からの繰入れ（単年度目標） [25年度実績：無し]				
	無し	無し	無し	無し	無し

(4) 所管局

- ▶ 卸売市場事業  
産業局 [中央卸売市場(TEL221-6011)]
- ▶ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業、介護保険事業  
健康福祉局 [こども支援課(TEL221-2132)、介護保険課(TEL221-2923)]
- ▶ 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業  
市民局 [国民健康保険課(TEL221-2358)、後期高齢者医療保険課(TEL221-2525)]
- ▶ 奨学学術振興事業  
市長公室 [企画政策推進室(TEL221-2383)]

戦略1	公共サービスの点検と見直し	重点推進項目
4	公営企業の健全経営	

(1) 取組みの趣旨

- ▶ 公営企業の健全経営を推進し、市全体の財政健全化に努める。

(2) 現状・課題

▶ 水道事業

水道事業の健全経営を推進するため、経営戦略に基づき、計画的な水道施設の更新に取り組む。

▶ 都市開発整備事業

継続して健全経営を推進するため、経営戦略に基づき、健全経営を推進する。

▶ 下水道事業

経営戦略に基づき、老朽化対策事業、雨水排水対策事業、コミュニティ・プラントと集落排水処理施設の公共下水道への接続事業に継続して取り組む。

(3) 取組みの工程

① 水道事業

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 経営戦略の策定	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進
目標値	有収率（単年度目標） <span style="float: right;">〔25年度実績：90.2%〕</span>				
	【有収率＝総有収水量／総配水量】				
	90.2%	90.2%	90.2%	90.2%	90.2%

② 都市開発整備事業					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 経営戦略の策定	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進
目標値	資金不足比率（単年度目標）				
	[25年度実績：不足額無し]				
	不足額無し	不足額無し	不足額無し	不足額無し	不足額無し

③ 下水道事業					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 経営戦略の策定	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進
目標値	一般汚水の充足率（単年度目標）				
	[26年度実績：72.8%] 【経費充足率＝下水道使用料徴収額／「分流式下水道等に要する経費」を控除する前の使用料対象経費（本来使用料で賄うべき経費）】				
	80.0%	26年度実績より改善			

※ 平成27年度に「姫路市下水道事業経営戦略」を策定したことにより、平成28年度から、経営戦略に掲げる目標値に変更した。

#### (4) 所管局

- ▶ 水道事業  
水道局〔総務課(TEL221-2705)、建設課(TEL221-2835)〕
- ▶ 都市開発整備事業  
都市局〔都市計画課(TEL221-2572)〕
- ▶ 下水道事業  
下水道局〔下水道管理課(TEL221-2653)、下水道管理センター(TEL234-3506)〕

戦略1	公共サービスの点検と見直し	自律推進項目
-----	---------------	--------

<b>5</b>	<b>公共工事の品質向上</b>	
取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「工事成績評定基準」を改定し、一層公平性を確保するとともに、施工業者の正当な評価を行う。</li> <li>▶ 工事成績が優良な施工業者にインセンティブを与えるための新たな仕組みを構築する。</li> </ul>	
所管局	▶ 財政局〔工事技術検査室(TEL221-2284)〕	

<b>6</b>	<b>契約制度の改善</b>	
取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 建設工事等の品質確保及び不良・不適格業者の排除のため、工事成績等を評価項目とする「施工能力評価型総合評価落札方式」の導入をはじめ、多様な入札方式を活用していく。</li> </ul>	
所管局	▶ 財政局〔契約課(TEL221-2235)〕	



戦略2	公共施設のマネジメント	重点推進項目
7	公共施設に関する方針の策定と推進	

**(1) 取組みの趣旨**

- ▶ 市が有する全ての公共施設を対象に、現状と将来の見通しを分析し、管理の基本的な方針に関する計画を策定し、全庁的な取組みとして推進する。

**(2) 現状・課題**

- ▶ 総務省から地方公共団体に対し、インフラ施設等を含む全ての公共施設を対象とする「公共施設等総合管理計画」の策定を要請された。（平成26年度）
- ▶ 平成24年度に策定した「公共施設のマネジメントに関する基本方針」を改定し、新たに道路・橋りょうや上下水道などの社会基盤施設も対象に加え、本市が保有するすべての公共施設を対象とした「姫路市公共施設等総合管理計画」を策定した。（平成27年度）

姫路市公共施設等総合管理計画の取組み方針

- ▶ **長期的な方針（平成28年度～平成67年度〔40年間〕）**
  - 公共建築物（学校、市営住宅、コミュニティ施設 他）
    - ・ 施設の床面積総量を本計画策定時の保有総量（約186万㎡）の水準以下とする
    - ・ 秩序を保った整備を行うため、新規整備及び改修・更新のそれぞれについて、一定のルールのもとに実施
  - 社会基盤施設（道路、橋りょう、上下水道 他）
    - ・ 市民の日常生活を支えるため、追加又は新規整備を計画的に実施
    - ・ 改修に当たっては、長寿命化とダウンサイジングに取り組む
- ▶ **計画期間（平成28年度～平成37年度〔10年間〕）の方針**

	内 容	対 象
ストック量の最適化	施設整備に係るルールの適用など	公共建築物
継続整備の推進	事業の平準化、耐震化の実施など	社会基盤施設
ライフサイクルコストの縮減	長寿命化の推進、予防保全の実施など	公共建築物 社会基盤施設
管理運営の最適化	民間活力の活用、情報共有、受益者負担の適正化など	

- ▶ **計画推進に向けた取組み**  
本計画策定後の取組みとして、各論の今後の取組み方針に基づき、「自主管理計画」、「利用促進計画」、「個別実施計画」へと段階的に取り組むことで、実効性の確保を図る。

- ▶ 公共施設等の実情を正確に把握するとともに、今後生じる改修・更新費用や施設の維持管理経費を見込み、次世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって公共サービスが提供できるように、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進と保有量の最適化、財政負担の軽減・平準化に取り組まなければならない。



**(3) 取組みの工程****① 公共施設等総合管理計画の策定と推進**

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 総合管理計画の策定	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進 ▶ 固定資産台帳の活用	▶ 計画に基づく取組みの推進 ▶ 新地方公会計との連動	▶ 計画に基づく取組みの推進 ▶ 新地方公会計との連動

**② 新規・既存施設の評価のルール化**

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 既存施設の評価に関するルール化 ▶ 新規施設の導入検討に関するルール化	▶ ルールに基づく評価の実施	▶ ルールに基づく評価の実施	▶ ルールに基づく評価の実施	▶ ルールに基づく評価の実施

**(4) 所管局**

- ▶ 公共施設等総合管理計画の策定・進捗管理、評価のルール化  
総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕
- ▶ ハコモノ施設に関する技術的支援  
都市局〔営繕課(TEL221-2645)〕
- ▶ 公共施設等総合管理計画に基づく取組みの推進  
公共施設所管局

戦略2	公共施設のマネジメント	重点推進項目
8	施設点検の充実による予防保全への転換	

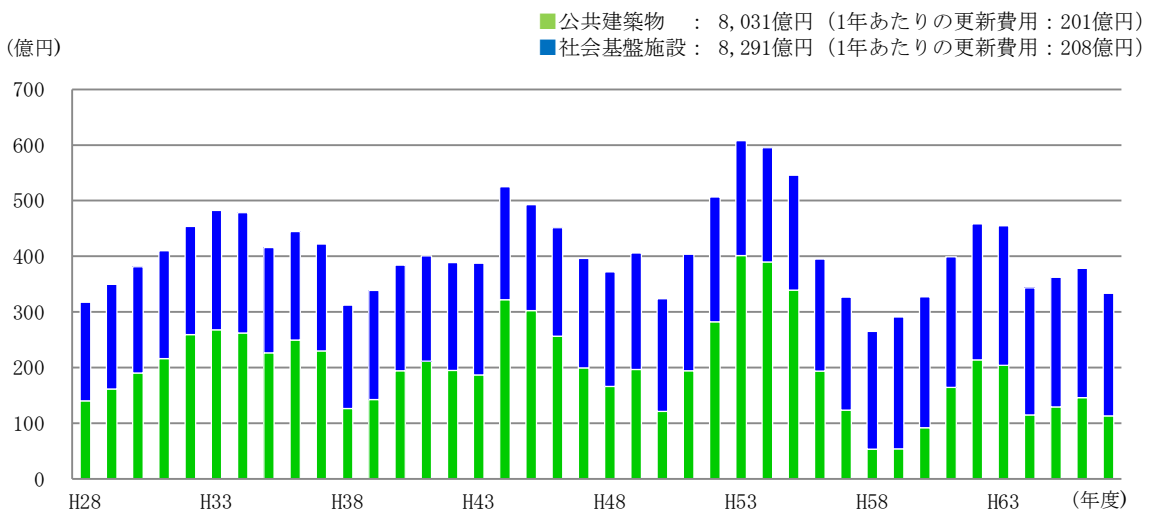
**(1) 取組みの趣旨**

- ▶ 施設管理者が個別に実施してきたハコモノ施設の定期点検について一元化し、効果的・効率的に点検を実施するとともに、統一マニュアルに基づく施設管理者の自主点検を促進する。

**(2) 現状・課題**

- ▶ 公共施設の建築年度、延床面積、管理運営経費（年間）及び利用者数（年間）等に関する情報を、市ホームページにおいて公表している。
- ▶ 今後、全ての公共施設を更新すると仮定した場合、長期的に、必要な公共サービスを行うための財源が不足するおそれがある。

公共施設の将来更新費用推計（平成28年度～平成67年度〔40年間〕）



- ▶ 適切に施設の老朽化対策を行うために、自主点検の徹底並びに点検結果の一元化、定期点検に関する体制及び手法の見直しが必要である。

(3) 取組みの工程

① 施設点検の実施

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設管理者による自主点検に関するマニュアルの周知</li> <li>▶ 施設管理者による自主点検の実施</li> <li>▶ 定期点検の実施方法の研究</li> <li>▶ 公共施設保全システムの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設管理者による自主点検の実施</li> <li>▶ 定期点検の実施</li> <li>▶ 保全システムによる点検結果情報の一元化と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設管理者による自主点検の実施</li> <li>▶ 定期点検の実施</li> <li>▶ 保全システムによる点検結果情報の一元化と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設管理者による自主点検の実施</li> <li>▶ 定期点検の実施</li> <li>▶ 保全システムによる点検結果情報の一元化と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設管理者による自主点検の実施</li> <li>▶ 定期点検の実施</li> <li>▶ 保全システムによる点検結果情報の一元化と活用</li> </ul>

(4) 所管局

- ▶ 自主点検の支援、定期点検の実施と結果の一元化・活用  
都市局〔営繕課(TEL221-2645)〕
- ▶ 自主点検の実施  
公共施設所管局

戦略3	財源の開拓と確保	重点推進項目
9	市税等収入率の向上	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 安定した財政運営を行うための財源を確保するとともに、負担の公平性を維持するため、市税等の収入率向上に取り組む。

### (2) 現状・課題

- ▶ **市税**  
 コンビニ収納の取扱い税目が軽自動車税のみであり、また、滞納管理システムは未導入という点で、他都市に大きく遅れている。
- ▶ **国民健康保険料**  
 医療費の伸び等により国民健康保険料率の上昇による保険料負担が増大した場合に、保険料の収入率が低下する懸念がある。
- ▶ **介護保険料**  
 近年、収入率が横ばい傾向にある中、各種広報媒体を利用して制度周知を図るほか、口座振替の勧奨、債権整理室との連携により、収入率の一層の向上を図る必要がある。
- ▶ **保育料**  
 生活困窮者に対しては、分割納付を行うなどの納付相談に応じていく。また、悪質な滞納者には、催告・督促を行うほか、納税課債権整理室と連携し、適切に対応する。
- ▶ **市営住宅使用料**  
 使用料の徴収環境は厳しいものとなっており、収入率の低下をどこまで抑えられるかが課題である。

(3) 取組みの工程

① 市税等収入率の向上

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 収入率向上対策の実施	▶ 収入率向上対策の実施 ▶ 税総合システム（滞納管理機能）の導入準備	▶ 収入率向上対策の実施 ▶ 税総合システム（滞納管理機能）の構築	▶ 収入率向上対策の実施 ▶ 税総合システム（滞納管理機能）の構築	▶ 収入率向上対策の実施 ▶ 税総合システム（滞納管理機能）の運用
目標値※	市税〔現年分〕（単年度目標） [5年間(平成21年度～平成25年度)の平均：98.3%]				
	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%
	国民健康保険料〔現年・一般被保険者分〕（単年度目標） [5年間(平成21年度～平成25年度)の平均：92.1%]				
	92.7%	92.7%	92.7%	92.7%	92.7%
	介護保険料〔現年分〕（単年度目標） [5年間(平成21年度～平成25年度)の平均：98.0%]				
	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
	保育料〔現年分〕（単年度目標） [5年間(平成21年度～平成25年度)の平均：99.6%]				
	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%
	市営住宅使用料〔現年分〕（単年度目標） [5年間(平成21年度～平成25年度)の平均：96.1%]				
	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%

※ 各年度の実績を踏まえつつ、負担の公平性の観点から一層の収入率向上に努める。

(4) 所管局

- ▶ 市税  
    財政局　〔納税課(TEL221-2287)〕
- ▶ 国民健康保険料  
    市民局　〔国民健康保険課(TEL221-2358)〕
- ▶ 介護保険料、保育料  
    健康福祉局〔介護保険課(TEL221-2445)、こども保育課(TEL221-2366)〕
- ▶ 市営住宅使用料  
    都市局　〔住宅課(TEL221-2632)〕

戦略3	財源の開拓と確保	重点推進項目
10	受益者負担の適正化	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 原則として4年に一度、全ての使用料等について、受益者負担が適正であるか見直しを行う。
- ▶ 予算編成時に、受益と負担の公平性の観点から、随時見直しを実施する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 消費増税に伴うコスト増を精査する必要がある。
- ▶ 施設使用料については、施設改修など機能の向上の時期との整合を図る必要がある。

#### 近年の主な改定事例

名称	改定内容				改定時期
	改定前		改定後		
介護保険料	基準月額 段階数	4,580円 9段階	基準月額 段階数	5,240円 10段階	平成24年4月
廃棄物処理手数料	1,000円/100kg		100円/10kg		平成24年4月
戸籍住民登録証明 等手数料（住民票 写し、戸籍附票、 印鑑証明）	250円		300円		平成25年4月
大手前地下駐車場 手数料	1時間まで 以降30分ごと	400円 200円	30分ごと	200円	平成25年4月
	定期1月 定期3月 1日最大 夜間料金	22,000円 60,000円 3,200円 1,200円	定期1月 定期3月 1日最大 夜間料金	20,000円 55,000円 2,000円 1,000円	
姫路城縦覧料	18歳以上 満5歳以上18歳未満	400円 100円	18歳以上 満5歳以上18歳未満	1,000円 300円	平成27年3月

(3) 取組みの工程

① 使用料等の見直し

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 予算編成時における随時見直しの実施	▶ 一斉見直しの実施	▶ 予算編成時における随時見直しの実施	▶ 予算編成時における随時見直しの実施	▶ 予算編成時における随時見直しの実施

(4) 所管局

- ▶ 財政局〔財政課(TEL221-2214)〕

戦略3	財源の開拓と確保	重点推進項目
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 10px; font-size: 24px; font-weight: bold; margin-right: 20px;">1 1</div> <div style="padding: 10px; font-size: 24px; font-weight: bold;">未利用公有財産等の活用・処分</div> </div>		

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 財産の有効活用の観点から、未利用財産を早期に売却するとともに、売却することができない場合には貸付を行うことにより、自主財源の確保を図る。

### (2) 現状・課題

- ▶ 売却又は貸付を行う未利用財産について、さらなる洗い出しを行う。
- ▶ 用途を細かく限定せずに未利用財産を公募で貸し付ける手法を導入するとともに、この手法を用いて、事業予定地の暫定活用にも取り組む。

#### 未利用財産の利活用の基本的考え方

- ① 庁内において、他の用途での利活用を図る。
- ↓
- ② 庁内での利活用希望がない場合、売却処分する。
- ↓
- ③ 売却処分できない場合は、貸付を行う。



(3) 取組みの工程

① 財源の確保に資する活用・処分					
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未利用公有財産（普通財産）の処分、貸付</li> <li>▶ 事業予定地（行政財産）の暫定活用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未利用公有財産（普通財産）の処分、貸付</li> <li>▶ 事業予定地（行政財産）の暫定活用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未利用公有財産（普通財産）の処分、貸付</li> <li>▶ 事業予定地（行政財産）の暫定活用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未利用公有財産（普通財産）の処分、貸付</li> <li>▶ 事業予定地（行政財産）の暫定活用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未利用公有財産（普通財産）の処分、貸付</li> <li>▶ 事業予定地（行政財産）の暫定活用の推進</li> </ul>
目標値	<b>収入額及び売却率（単年度目標）</b> [25年度収入額実績：4.4億円] [5年間(平成21年度～平成25年度)の平均売却率※:新規※72.4%、未売却※22.8%]				
	収入額：3億円	売却率：新規75%以上、未売却20%以上			
	<b>売却処分に係る一般競争入札回数（単年度目標）</b> [25年度実績：2回]				
	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上	2回以上
	<b>貸付に係る一般競争入札回数（単年度目標）</b> [25年度実績：1回]				
1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	

※ 売却率＝売却済額／募集額、新規：新規入札物件、未売却：入札残物件

(4) 所管局

- ▶ 財政局〔管財課(TEL221-2226)〕

戦略3	財源の開拓と確保	自律推進項目
-----	----------	--------

## 1 2 広告事業等による財源の確保

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民の資産である公有財産等を有効活用し、広告事業による新たな財源の確保により市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与する。</li> <li>▶ 公共施設等にある自動販売機の設置料を入札により決定することにより、公有財産（施設の空きスペース）の有効活用と施設利用者の利便性の向上を図る。</li> <li>▶ 自主財源確保に向けて、職員のコスト意識を醸成し、意識改革を図る。</li> </ul>
所管局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>広告事業</b> 総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕</li> <li>▶ <b>自動販売機入札制の実施</b> 財政局〔管財課(TEL221-2226)〕</li> </ul>

## 1 3 ふるさと納税の活用促進

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ふるさと納税制度の効果的なPR活動を行うことにより、制度の活用を促進する。</li> <li>▶ 市民をはじめ、市外在住者にも姫路市の魅力を知っていただける方策について研究する。</li> </ul>
所管局	▶ 財政局〔主税課(TEL221-2247)〕

## 1 4 国・県支出金の活用

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 財源確保に対する職員の意識を改革し、常に国・県の動向に留意することにより、国・県支出金等の最大限の確保や各種事業において利用可能な公共的団体等が実施する補助金制度の把握と活用に努める。</li> <li>▶ 民間が活用できる補助金の把握と活用の促進にも努める。</li> </ul>
所管局	▶ 財政局〔財政課(TEL221-2214)〕



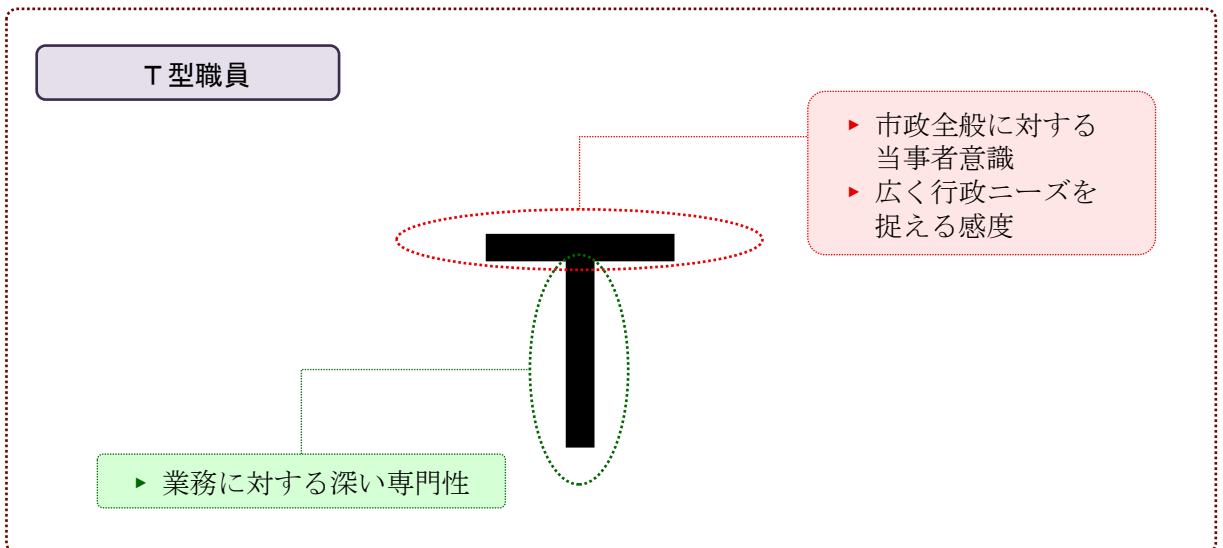
戦略4	職員育成とさらなる志気高揚の推進	重点推進項目
<div style="background-color: #f0e68c; padding: 10px; border: 2px solid #a08040;"> <h2 style="margin: 0;">15 課題対応力を持った職員の育成</h2> </div>		

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 市政全般に対する当事者意識を持ち、広く行政ニーズを捉える感度と担当する業務に対する専門性を兼ね備えた「T型職員」を育成する。
- ▶ 職員一人ひとりの能力並びに職務意欲を高め、組織全体の課題対応力の向上を図る。

### (2) 現状・課題

- ▶ 人材育成基本方針に基づき、様々な機会や手段、職場のあらゆるステージを活用した人材育成のための取組みを展開してきた。（平成10年度～）
- ▶ 職員が様々な課題を的確に把握し、これに適切に対応できるT型職員を育成するため、人材育成基本方針を見直すとともに、職員研修体系の基盤となる能力開発体系を策定する必要がある。
- ▶ あわせて、人事評価制度の見直し（No. 17「能力・実績に基づく人事管理」参照）を契機として、人事評価制度と連携した職員研修を実施することにより、組織全体の課題対応力の向上を図る。



- ▶ 職員提案制度の活性化により、職員の研究心及び職務意欲の高揚を図る。

(3) 取組みの工程

① 人材育成基本方針の見直しと能力開発体系の策定

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人材育成基本方針の見直し</li> <li>▶ 能力開発体系の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人材育成基本方針の検証</li> <li>▶ 能力開発体系の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人材育成基本方針の検証</li> <li>▶ 能力開発体系の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人材育成基本方針の検証</li> <li>▶ 能力開発体系の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人材育成基本方針の見直し</li> <li>▶ 能力開発体系の検証</li> </ul>

② 人事評価制度の見直しと連携した職員の能力向上

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人事評価制度試行実施結果の分析</li> <li>▶ 評価者訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人事評価制度本格実施に基づく人材育成への活用方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人事評価制度実施結果の人材育成への活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人事評価制度実施結果の人材育成への活用</li> <li>▶ 評価者訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人事評価制度実施結果の人材育成への活用方法の見直し</li> </ul>

③ 職員提案制度の活性化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ カイゼン事例の周知による制度の活性化	▶ カイゼン事例の周知による制度の活性化	▶ カイゼン事例の周知による制度の活性化	▶ カイゼン事例の周知による制度の活性化	▶ カイゼン事例の周知による制度の活性化
目標値	職員提案件数（単年度目標）				
	600件	600件	600件	600件	600件

[25年度実績：657件]

(4) 所管局

- ▶ 総務局〔人事課(TEL221-2171)、研修厚生センター(TEL221-2961)、行政管理課(TEL221-2124)〕

戦略4	職員育成とさらなる志気高揚の推進	重点推進項目
16	職員が安心して働くことができる職場づくり	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 組織的な労務管理体制の強化により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努める。
- ▶ 職員一人ひとりが心身ともに健康で、その能力を最大限発揮できるよう、職員の健康管理とメンタルサポートの充実を図る。

### (2) 現状・課題

- ▶ 高度化・多様化する行政ニーズへの対応により、職員個々の業務量が増加する傾向にある中、職員がその能力を存分に発揮するため、健康の保持・増進に努めることが必要である。

年間あたりの時間外勤務時間数等の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
時間外勤務時間数（総時間数）	751,264時間	734,807時間	731,531時間	696,200時間	702,979時間
長時間勤務者数	101人	66人	60人	42人	41人

※ 管理職手当及び教職調整額の対象者を除く

※ 長時間勤務者は、年間720時間以上（月平均60時間以上）の時間外勤務を行う者

- ▶ 部長級の職員を労務管理推進員に指名し、組織的な労務管理体制を強化するとともに、労務管理推進員の支援・助言による業務の効率化を進める。
- ▶ 業務の繁忙期において、所属内での事部分担の見直しでは対応が困難である場合は、人事課と協議のうえ局長又は部長の権限で、短期的に柔軟な人事配置を行う。
- ▶ 長時間勤務者数をゼロにするとともに、時間外勤務時間の総時間数を削減する。
- ▶ 職員の健康の保持・増進を図るため、健康管理とメンタルサポートの充実を図る。特に長時間勤務者、新規採用職員及び任用替え職員に対しては、面談等を通じ、より手厚いサポートを行う。

(3) 取組みの工程

① 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 22時以降及び一月あたり60時間超の時間外勤務の原則禁止</li> <li>▶ 一月あたり6日(7・8月は8日)の定時退庁の推進</li> <li>▶ 年次休暇の取得促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 22時以降及び一月あたり60時間超の時間外勤務の原則禁止</li> <li>▶ 一月あたり6日(7・8月は8日)の定時退庁の推進</li> <li>▶ 年次休暇の取得促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 22時以降及び一月あたり60時間超の時間外勤務の原則禁止</li> <li>▶ 一月あたり6日(7・8月は8日)の定時退庁の推進</li> <li>▶ 年次休暇の取得促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 22時以降及び一月あたり60時間超の時間外勤務の原則禁止</li> <li>▶ 一月あたり6日(7・8月は8日)の定時退庁の推進</li> <li>▶ 年次休暇の取得促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 22時以降及び一月あたり60時間超の時間外勤務の原則禁止</li> <li>▶ 一月あたり6日(7・8月は8日)の定時退庁の推進</li> <li>▶ 年次休暇の取得促進</li> </ul>
目標値	長時間勤務者数(年間720時間以上の時間外勤務を行う者の数)(単年度目標)				
	[25年度実績:41人]				
	30人以下*	25人以下*	20人以下*	10人以下*	0人*

※ 目標値は、定員適正化計画による職種別配置の適正化に基づく。

② 労務管理推進員による組織的な労務管理体制の強化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 労務管理推進員による組織的な支援体制の推進	▶ 労務管理推進員による組織的な支援体制の推進	▶ 労務管理推進員による組織的な支援体制の推進	▶ 労務管理推進員による組織的な支援体制の推進	▶ 労務管理推進員による組織的な支援体制の推進

③ 職員の健康管理とメンタルサポート体制の充実

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活習慣病への対応に重点をおいた健康管理対策の推進</li> <li>▶ メンタルヘルス不調者の発生活予防対策、早期発見・早期対応対策、職場復帰・再発予防対策の体系的・組織的な推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活習慣病への対応に重点をおいた健康管理対策の推進</li> <li>▶ メンタルヘルス不調者の発生活予防対策、早期発見・早期対応対策、職場復帰・再発予防対策の体系的・組織的な推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活習慣病への対応に重点をおいた健康管理対策の推進</li> <li>▶ メンタルヘルス不調者の発生活予防対策、早期発見・早期対応対策、職場復帰・再発予防対策の体系的・組織的な推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活習慣病への対応に重点をおいた健康管理対策の推進</li> <li>▶ メンタルヘルス不調者の発生活予防対策、早期発見・早期対応対策、職場復帰・再発予防対策の体系的・組織的な推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活習慣病への対応に重点をおいた健康管理対策の推進</li> <li>▶ メンタルヘルス不調者の発生活予防対策、早期発見・早期対応対策、職場復帰・再発予防対策の体系的・組織的な推進</li> </ul>

(4) 所管局

- ▶ 総務局〔人事課(TEL221-2171)、研修厚生センター(TEL221-2955)〕

戦略4	職員育成とさらなる志気高揚の推進	重点推進項目
17	能力・実績に基づく人事管理	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 本市の実情に対応した、全職員を対象とする人事評価制度を導入する。
- ▶ より高い能力を持った職員を育成するため、能力・実績に基づく人事管理を徹底する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 理事級を対象とした目標管理制度の導入を皮切りに、主幹級まで人事評価制度の対象を拡大した。  
(平成18年度：理事級に導入、20年度：参事級に本格導入、21年度：主幹級に本格導入)
- ▶ 前プラン〔行財政改革プラン(平成22年度～平成26年度)〕において、課長補佐級の職員への導入方法について、研究を続けた。
- ▶ 改正地方公務員法（平成26年5月14日公布）に対応するため、課長補佐級を含めた全職員に対象を拡大する必要がある。

#### 改正地方公務員法（平成26年5月14日公布）の人事評価に関する主な内容

- ▶ 職員の人事評価は、公正に行われなければならないものとし、任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。
- ▶ 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならないものとし、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとする。

- ▶ 地方公務員法への対応を契機として、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、本市の実情に対応した、全職員を対象とする人事評価制度を導入する。



(3) 取組みの工程

① 人事評価制度の見直し

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全職員を対象とした人事評価制度の方針決定・試行</li> <li>▶ 評価者訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度の実施・結果の一部活用（昇任、給与等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度の実施・結果活用（昇任、給与等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度の検証・活用方法の見直し（昇任、給与等）</li> <li>▶ 評価者訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 制度の実施・結果活用（昇任、給与等）</li> </ul>

(4) 所管局

- ▶ 総務局〔人事課(TEL221-2172)、研修厚生センター(TEL221-2961)〕

戦略4	職員育成とさらなる志気高揚の推進	重点推進項目
18	職員配置の適正化	

(1) 取組みの趣旨

- ▶ 定員適正化計画に沿った的確な人員配置を実施するとともに、計画の成果についても公表し、評価を行う。
- ▶ 人事課と各所属の対話の強化と人事評価に基づき、定員適正化計画を推進する。
- ▶ No. 15からNo. 17の各取組みを総合的に推進し、職員配置の適正化につなげる。

(2) 現状・課題

- ▶ 行政職の担当する業務量が増え続けていることを踏まえて、当初の予定を1年前倒して、職種別構成の最適化の視点から、平成26年度を初年度とする新たな定員適正化計画を策定した。（平成25年度）

職種別構成に関する目標

	現状 (平成26年4月1日)	目標 (平成32年4月1日)	増減
行政職	2,242人	2,343人	101人
技能労務職	703人	574人	△129人
消防職	551人	565人	14人
教育職	294人	285人	△9人

- ▶ 各年度に実施予定である技能労務職から行政職への任用替えの人数、希望退職も含めた各年度の退職者数、本当に必要な職種ごとの正規職員数等を精査しながら、採用者数を確保する必要がある。
- ▶ 人事課と各所属との対話を強化し、本市の実情に適切に対応した人員配置を進める必要がある。

(3) 取組みの工程

① 職種別構成の適正化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 定員適正化計画の推進	▶ 定員適正化計画の推進	▶ 定員適正化計画の推進	▶ 定員適正化計画の推進	▶ 定員適正化計画の推進 ▶ 次期定員適正化計画の策定
目標値	職種別職員数（単年度目標） 〔H26. 4. 1現在：行政2, 242人、技労703人、消防551人、教育294人〕				
	(H28. 4. 1) 行政 2, 268人 技労 671人 消防 559人 教育 293人	(H29. 4. 1) 行政 2, 281人 技労 652人 消防 561人 教育 291人	(H30. 4. 1) 行政 2, 297人 技労 630人 消防 563人 教育 289人	(H31. 4. 1) 行政 2, 316人 技労 605人 消防 565人 教育 287人	(H32. 4. 1) 行政 2, 343人 技労 574人 消防 565人 教育 285人

② 各所属の実情に応じた職員の適正配置

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 多様な任用制度の活用 ▶ 人事課と各所属の対話の強化	▶ 多様な任用制度の活用 ▶ 人事課と各所属の対話の強化	▶ 多様な任用制度の活用 ▶ 人事課と各所属の対話の強化	▶ 多様な任用制度の活用 ▶ 人事課と各所属の対話の強化	▶ 多様な任用制度の活用 ▶ 人事課と各所属の対話の強化

(4) 所管局

- ▶ 総務局〔人事課(TEL221-2171)〕

戦略4	職員育成とさらなる志気高揚の推進	自律推進項目
-----	------------------	--------

19	<b>給与等の見直し</b>
取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 人事評価を給与に反映させることにより、職員一人ひとりの仕事に対するモチベーションを維持・向上させ、質の高い公共サービスを提供する。</li> <li>▶ 国家公務員への給与勧告を踏まえ、給与制度の見直しを行うことにより、市民から支持され、納得される給与水準を維持する。</li> </ul>
所管局	▶ 総務局〔人事課(TEL221-2177)〕

20	<b>法務体制の充実</b>
取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方分権時代の自主的・自律的な政策を推進するため、法務体制の充実と職員の政策法務能力の向上を図る。</li> <li>▶ 「姫路市職員の倫理と公平な職務の確保に関する条例」に基づく制度を適切に運用するとともに、相談や支援等の組織的な対応を図る。</li> <li>▶ 法務や不当要求行為の防止に関する研修を実施する。</li> </ul>
所管局	▶ 総務局〔法制課(TEL221-2127)、人事課(TEL221-2171)、研修厚生センター(TEL221-2961)〕

21	<b>リスク管理の推進</b>
取組みの内容	▶ 事務処理のミス、法令違反その他の業務上発生するリスクの予防を図るため、「姫路市リスク管理基本方針」に基づき、全庁的に業務におけるリスクの「見える化」、対応策の整備、予防・抑制活動と改善の取組みを実施することにより、適正な業務執行の推進を図る。
所管局	▶ 総務局〔行政管理課(TEL221-2191)〕



戦略5	新たな制度等に対応できる仕組みの構築	重点推進項目
<h2 style="text-align: center;">22 情報システムの最適化</h2>		

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 大型汎用機で稼働している複雑化・老朽化した基幹系システム環境を中心に、システムを最適化することにより、将来に渡る情報システム全体に係る経費の削減を図るとともに、業務プロセスの見直しによる事務の標準化・効率化を推進する。
- ▶ システム自体の安定化と効率化に加え、使い勝手の面からも合理化を推進する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 情報システム費用が近年16億円前後で推移する中で、ハードウェア経費が経費の約70%前後を占めている。
- ▶ 基幹系システムが全体経費の約40%を占めており、その中でも大型汎用機に係る経費の占める割合が高い。
- ▶ 基幹系システムにおいても、サーバーで稼働するオープンシステム\*3が一般的となっているため、大型汎用機で稼働するシステムの維持管理に係る費用の高騰が懸念される。
- ▶ 窓口サービスへのニーズの多様化に対応するため、業務プロセスの見直しや事務の標準化を行い、最適化された情報システム環境を構築することが求められる。

#### 姫路市情報システム最適化計画（平成26年8月）

- ▶ **目的**  
市民サービスの向上、業務の効率化・簡素化、システム経費の削減、情報セキュリティの向上
- ▶ **最適化の指針**
  - ・業務プロセスの改善  
業務プロセスの見直しや業務の標準化等により属人化した業務を改善
  - ・大型汎用機からの脱却  
費用が高い大型汎用機を廃止し費用削減
  - ・オープン環境の構築  
複数の業者が提案できるシステム環境の構築や共通的なデータや機能を集約管理
  - ・インフラの統合  
ハードウェアの統合やネットワークの物理的な統合

\*3 オープンシステム：様々なメーカーの製品を組み合わせて構築されたシステム

(3) 取組みの工程

① 情報システムの再構築

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基幹系仮想化基盤*4の構築</li> <li>▶ 第2次再構築システム(人事・給与)の調達、再構築着手</li> <li>▶ 第3次再構築システム(生活保護、選挙人名簿、就学等)の調達、再構築着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第4次再構築システム(国保、介護、後期高齢、福祉医療、公営住宅等)の調達、再構築着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第5次再構築システム(税総合)の調達、再構築着手</li> <li>▶ 第4次再構築システム(国保)の再構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第5次再構築システム(税総合)の再構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 次期共通基盤の調達</li> </ul>
目標値	再構築の進捗率(累積目標) [25年度実績：—]				
	32%	49%	75%	96%	100%

\*4 仮想化基盤：一台の物理的な機器を複数の論理的な機器として見せかける技術(仮想化技術)を用いたサーバー基盤

② 事務の標準化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ システムにあわせた事務の標準化の推進	▶ システムにあわせた事務の標準化の推進	▶ システムにあわせた事務の標準化の推進	▶ システムにあわせた事務の標準化の推進	▶ システムにあわせた事務の標準化の推進

(4) 所管局

- ▶ 情報システムの再構築  
総務局〔情報政策室(TEL221-2167)〕
- ▶ 事務の標準化  
関係局

戦略5

新たな制度等に対応できる仕組みの構築

重点推進項目

23

## 新地方公会計への対応

## (1) 取組みの趣旨

- ▶ 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類を整備する。
- ▶ 財務書類の作成に向けて、市有財産の適切な管理及び有効活用にも必要となる固定資産台帳を先行的に整備する。

## (2) 現状・課題

- ▶ 総務省から地方公共団体に対し、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。（平成26年度）
- ▶ 総務省から地方公共団体に対し、平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請された。（平成26年度）
- ▶ 固定資産台帳の整備については、公有財産台帳に未登載の財産を対象に調査を進めてきた。
- ▶ 現時点における未登載の財産については、ほとんどが利活用のできないインフラ資産であると考えられるが、引き続き調査していく。

## 今後の地方公会計の整備促進について〔概要〕（H26. 5. 23総務省）

- ▶ **発生主義・複式簿記の導入**  
発生の都度又は期末一括で複式仕訳（決算統計データの活用からの脱却）
- ▶ **ICTを活用した固定資産台帳の整備**  
固定資産台帳の整備を前提とすることで、公共施設等のマネジメントにも活用可能
- ▶ **比較可能性の確保**  
統一的な基準等による財務書類等によって、団体間での比較可能性を確保

- ▶ 財務書類の作成に向けて、固定資産台帳を先行的に整備する必要がある。
- ▶ 公共施設マネジメント（No. 7「公共施設に関する方針の策定と推進」参照）を一層推進するため、全庁的なシステムの整備を行うことも視野に入れ、固定資産台帳を積極的に活用すべきである。



(3) 取組みの工程

① 新地方公会計制度に基づく財務書類の整備

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 財務書類の整備	▶ 財務書類の整備	▶ 財務書類の整備	▶ 財務書類の活用 ▶ 公共施設マネジメントとの連携	▶ 財務書類の活用 ▶ 公共施設マネジメントとの連携

② 固定資産台帳の整備

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 固定資産台帳の整備	▶ 固定資産台帳の整備・更新	▶ 固定資産台帳の更新 ▶ 公共施設マネジメントとの連携	▶ 固定資産台帳の更新 ▶ 公共施設マネジメントとの連携	▶ 固定資産台帳の更新 ▶ 公共施設マネジメントとの連携

③ 施設情報の一元化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み			▶ 固定資産台帳と施設情報の一元化	▶ 固定資産台帳と施設情報の一元化	▶ 固定資産台帳と施設情報の一元化

(4) 所管局

- ▶ 財務書類の整備、固定資産台帳の整備、公共施設マネジメントとの連携  
財政局〔財政課(TEL221-2214)、管財課(TEL221-2619)〕
- ▶ 施設情報の一元化  
総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕

戦略5	新たな制度等に対応できる仕組みの構築	自律推進項目
-----	--------------------	--------

24	<b>広域行政の推進</b>	
取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 連携中枢都市制度に基づき、播磨圏域において近隣市町との連携を推進することにより、コンパクト化とネットワーク化による「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を図り、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成する。</li> </ul>	
所管局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>広域行政に関する総合調整</b> 市長公室〔地方創生推進室(TEL221-2381)〕</li> <li>▶ <b>連携事業の実施・検証</b> 関係局</li> </ul>	

25	<b>マイナンバー制度を活用したサービスの実施</b>	
取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マイナンバー制度の円滑な導入はもとより、制度を活用した情報管理の適正化、事務処理効率の向上に取り組む。</li> <li>▶ 個人番号の市独自利用や、コンビニエンスストアにおける住民票の写し等の自動交付（いわゆるコンビニ交付）の実施をはじめとする個人番号カードの多目的利用を推進することにより、市民の利便性向上につなげる。</li> </ul>	
所管局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>マイナンバー制度への対応に関する総合調整、情報システムの管理</b> 総務局〔情報政策室(TEL221-2167)〕</li> <li>▶ <b>コンビニ交付をはじめとする個人番号カードの多目的利用</b> 関係局</li> </ul>	

戦略5	新たな制度等に対応できる仕組みの構築	自律推進項目
-----	--------------------	--------

## 26 子ども・子育て支援事業計画の推進

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全ての子どもの健やかな育ちを実現するため、市民のニーズに応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を計画的に確保する。</li> <li>▶ <b>就学前の教育・保育の提供体制の確保</b>                  既存民間施設の定員枠の拡大、認定こども園*5への移行等により、市民のニーズに対応できる提供体制を効率良く確保する。                  市立施設については、同一小学校区に市立幼稚園と市立保育所がある地域においては、施設整備にあわせて幼保連携型認定こども園*6への移行を検討する。また、適正な規模及び配置についてさらなる検討を行う。</li> <li>▶ <b>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</b>                  市民のニーズに対応するため、民間活力の活用を進めながら、提供体制の確保に努める。</li> </ul>
所管局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>就学前の教育・保育の提供体制の確保、放課後児童健全育成事業</b>                  健康福祉局〔こども政策課(TEL221-2738)、こども保育課(TEL221-2314)〕</li> <li>▶ <b>就学前の教育・保育の提供体制の確保</b>                  教育委員会事務局〔総務課(TEL221-2773)〕</li> </ul>

\*5 認定こども園：幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の四つの類型がある。  
 \*6 幼保連携型認定こども園：認定こども園の類型の一つであり、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設。満三歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う。

## 27 電力自由化に対応した電力入札の推進

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 電力自由化に対応するとともに、公共施設における光熱費を縮減するため、本庁舎、下水道処理施設及び学校などにおいて、電力入札の実施を進める。</li> </ul>
所管局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <b>電力入札の推進</b>                  総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕</li> <li>▶ <b>電力入札の実施</b>                  関係局</li> </ul>

戦略6	市民との共感に基づく連携の推進	重点推進項目
28	市政情報の発信と市民意見の収集	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 市民の市政に対する意見、提案、要望等を市政に反映させるため、市政モニター制度及び市民満足度調査等の各種制度の活用を図るとともに、市民と市長、市民と市民が意見交換を行うため、タウンミーティング等を実施する。
- ▶ ホームページの内容・機能のさらなる充実を図るとともに、既存の広報・情報提供事業を見直すことにより、これまで以上に費用対効果の高い広報・情報提供体制を確立する。
- ▶ No. 29及びNo. 30との関連性を重視し、情報を発信する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 無作為抽出による市民満足度調査を実施するとともに、毎年100人のモニターを市民から募集し、年間3回程度、市民に身近なテーマでアンケートを実施している。

#### 市政モニターアンケート（平成25・26年度実績）

- ▶ 世界遺産姫路城マラソン大会の開催に向けた市民意識調査 (25年度第1回)
- ▶ 動物愛護事業に対する市民意識調査 (25年度第2回)
- ▶ 市政広報の利活用状況調査 (25年度第3回)
- ▶ 公園トイレに関する市民意識調査 (26年度第1回)
- ▶ 姫路駅南駅前広場の整備の考え方等に関する市民意識調査 (26年度第2回)
- ▶ 姫路市の電子市役所推進に関する市民意識調査 (26年度第3回)
- ▶ 手柄山中央公園の再整備における市民意識調査 (26年度第4回)

- ▶ タウンミーティングは、市民と市長が対話する機会としては有用であるが、例年開催回数が限られることから、他の広聴制度の充実も必要である。
- ▶ ホームページは、ソーシャルメディア\*7の活用やスマートフォン対応ページの開設など、利便性の向上を図ってきたが、市政の現状、課題、方向性といった情報の発信強化に努める必要がある。
- ▶ 市政の現状を説明するうえで重要な情報である財務情報については、分かりやすい情報の提示に努めるとともに、総務省が求める複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成（No. 23「新地方公会計への対応」参照）についても、適切に対応しなければならない。

\*7 ソーシャルメディア：Webサービスを経由して、ユーザー間で情報を発信し合うことで形成されたメディア

(3) 取組みの工程

① リサーチ力の強化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民満足度調査の実施</li> <li>▶ 市民満足度調査の結果に基づく改善</li> <li>▶ 個別施策に関するアンケート調査の推進</li> <li>▶ タウンミーティングの開催</li> <li>▶ 市政モニター制度等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民満足度調査の結果に基づく改善</li> <li>▶ 個別施策に関するアンケート調査の推進</li> <li>▶ タウンミーティングの開催</li> <li>▶ 市政モニター制度等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民満足度調査の実施と総合計画第4次実施計画への反映</li> <li>▶ 市民満足度調査の結果に基づく改善</li> <li>▶ 個別施策に関するアンケート調査の推進</li> <li>▶ タウンミーティングの開催</li> <li>▶ 市政モニター制度等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民満足度調査の結果に基づく改善</li> <li>▶ 個別施策に関するアンケート調査の推進</li> <li>▶ タウンミーティングの開催</li> <li>▶ 市政モニター制度等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民満足度調査の実施</li> <li>▶ 市民満足度調査の結果に基づく改善</li> <li>▶ 個別施策に関するアンケート調査の推進</li> <li>▶ タウンミーティングの開催</li> <li>▶ 市政モニター制度等の活用</li> </ul>

② 情報発信力の強化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 広報活動の充実</li> <li>▶ 財務情報の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 広報活動の充実</li> <li>▶ 財務情報の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 広報活動の充実</li> <li>▶ 財務情報の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 広報活動の充実</li> <li>▶ 新地方公会計を反映した財務情報の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 広報活動の充実</li> <li>▶ 新地方公会計を反映した財務情報の公表</li> </ul>

(4) 所管局

- ▶ 市民満足度調査の実施・活用、アンケート調査の推進、タウンミーティングの実施、広報活動の充実
  - 市長公室〔広報課(TEL221-2073)、企画政策推進室(TEL221-2383)、地方創生推進室(TEL221-2832)〕
  - 総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕
- ▶ 財務情報の公表
  - 財政局〔財政課(TEL221-2214)〕
- ▶ 市政モニター制度等の活用
  - 市民局〔市民活動推進課(TEL221-2074)〕
- ▶ 上記の手法を活用したリサーチ力と情報発信力の強化
  - 全局

戦略6	市民との共感に基づく連携の推進	重点推進項目
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 20px;">29</div> <div>多様な主体との連携</div> </div>		

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 市民活動の推進はもとより、行政や市民活動を取り巻く様々な団体や人が、それぞれの役割や責任を担って協働を進め、成果を共有することができるよう、「姫路市市民活動・協働推進事業計画」を見直し、推進する。
- ▶ 地域の活性化や住みよいまちづくりを推進するための地域活動を支援する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 市民活動や協働の推進についての基本的な考え方を整理し、施策方針を明らかにするため、「姫路市市民活動・協働推進指針」を策定した。（平成18年度）
- ▶ 「姫路市市民活動・協働推進指針」に基づき、「姫路市市民活動・協働推進事業計画」を策定し、協働を推進してきた。（平成19年度～）

#### 姫路市市民活動・協働推進指針（平成19年3月）

- ▶ 基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います
- ▶ 基本指針2 情報の共有を進めます
- ▶ 基本指針3 市民活動等の拠点となる場の整備に努めます
- ▶ 基本指針4 担い手づくり（団体、人材育成）に努めます
- ▶ 基本指針5 市民活動支援機能の充実を図ります
- ▶ 基本指針6 民間相互の協働を推進します
- ▶ 基本指針7 行政との協働を推進します

- ▶ 市民活動の活性化と協働の推進を図るため、人材育成や市民活動団体等の連携・交流などについて支援する市民活動・ボランティアサポートセンターの充実を図る。
- ▶ 地域住民自ら地域資源を活用し、地域コミュニティの活性化を目指す取組みを支援する地域夢プラン継承事業等により、地域活動を支援する必要がある。

(3) 取組みの工程

① 連携体制の構築

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 市民活動・協働推進事業計画の見直し	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進	▶ 計画に基づく取組みの推進 ▶ 評価結果に基づく取組みの見直し	▶ 計画に基づく取組みの推進 ▶ 評価結果に基づく取組みの見直し
目標値	市民満足度調査の結果（単年度目標） 【「市民参画と協働の推進」の満足度に関する評価】 [25年度実績：23年度比0.01ポイント増]				
	前回比ポイント増	—	前回比ポイント増	—	前回比ポイント増

② 地域コミュニティの活性化

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 地域夢プラン継承事業の推進 ▶ 地縁団体への人的支援の充実 ▶ 地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業の実施	▶ 地域夢プラン継承事業の推進と事業の見直し ▶ 地縁団体への人的支援の充実 ▶ 地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業の実施	▶ 見直しに基づく取組みの推進 ▶ 地縁団体への人的支援の充実 ▶ 地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業の実施	▶ 見直しに基づく取組みの推進 ▶ 地縁団体への人的支援の充実 ▶ 地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業の実施 ▶ 評価結果に基づく取組みの見直し	▶ 見直しに基づく取組みの推進 ▶ 地縁団体への人的支援の充実 ▶ 地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業の実施 ▶ 評価結果に基づく取組みの見直し
目標値	市民満足度調査の結果（単年度目標） 【「コミュニティづくりの推進」の満足度に関する評価】 [25年度実績：23年度比0.01ポイント減]				
	前回比ポイント増	—	前回比ポイント増	—	前回比ポイント増

(4) 所管局

- ▶ 市民活動・協働推進事業計画、地縁団体への人的支援、地域コミュニティ活性化アドバイザー派遣事業、地域夢プラン継承事業  
市民局 〔市民活動推進課 (TEL221-2074)〕

戦略6	市民との共感に基づく連携の推進	自律推進項目
-----	-----------------	--------

<b>30</b>	<b>まちづくりと自治の条例の啓発</b>
-----------	-----------------------

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 行政運営の仕組みや参画と協働など、まちづくりを進めるための基本的な考え方等を規定した「姫路市まちづくりと自治の条例」について、ホームページや市政出前講座等の活用により住民等への周知を図るとともに、職員に対しても研修を実施し、住民等と職員の双方の理解を深め、参画と協働の取組みの推進を図る。</li> </ul>
所管局	▶ 市長公室〔企画政策推進室(TEL221-2383)〕

<b>31</b>	<b>地域防災力の強化</b>
-----------	-----------------

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 防災意識の啓発に加え、「自らの生命 自らのまちは、自ら守る」という地域住民の自衛意識と連帯感を高揚させるため、地域住民自らによる地域防災マップの作成を支援することで、地域住民が共同作業を通じて、居住地域の危険箇所や避難経路など災害時に役立つ情報について共有化を図る。</li> <li>▶ 自主防災組織への活動支援として、地区連合自主防災会へ防災活動用資機材を計画的に配布する。</li> </ul>
所管局	▶ 市長公室〔危機管理室(TEL223-9593)〕

<b>32</b>	<b>協働による介護予防や生活支援の充実</b>
-----------	--------------------------

取組みの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 従来の心身機能の維持改善を目指した取組みと、日常生活における地域ぐるみの自助・互助活動の充実により、住み慣れた地域での生活を支援する。</li> <li>▶ 地域における支え合いの体制づくりを推進し、住民を含む、社会福祉法人、NPO法人等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効率的な支援等を可能にすることができる介護予防・日常生活支援総合事業を導入する。</li> </ul>
所管局	▶ 健康福祉局〔地域包括支援課(TEL221-2451)〕





戦略7	民の知恵と活力を活用した公共サービスの展開	重点推進項目
33	アウトソーシングの推進	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 民間へのアウトソーシングを実施・拡大するとともに、公の責任の観点からモニタリング等を行い、サービスの向上とコストの削減を図る。
- ▶ 提案型アウトソーシングなどの手法についても導入を図る。

### (2) 現状・課題

- ▶ 公共施設の管理運営に係る民間事業者の優れた経営ノウハウや技術等を活用するため、公共施設への指定管理者制度の導入を順次拡大した。（平成16年度～）

指定管理者制度導入施設数の推移

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
施設数	1	8	75	78	77	76	78	79	84	86	86

- ▶ 指定管理者制度については、導入拡大から適正運用に軸足を移し、これまで以上に、管理経費の縮減と利用者へのサービス向上の両立を図る必要がある。
- ▶ 指定管理者制度以外のアウトソーシングの取組みが不十分であるため、業務委託をさらに推進するとともに、提案型アウトソーシングの実施について検討する必要がある。

(3) 取組みの工程

① 指定管理者制度の適正運用

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定管理者制度の適切な導入・更新</li> <li>▶ 指定管理者による施設管理手法の収集と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定管理者制度の適切な導入・更新</li> <li>▶ 指定管理者による施設管理手法の収集と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定管理者制度の適切な導入・更新</li> <li>▶ 指定管理者による施設管理手法の収集と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定管理者制度の適切な導入・更新</li> <li>▶ 指定管理者による施設管理手法の収集と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定管理者制度の適切な導入・更新</li> <li>▶ 指定管理者による施設管理手法の収集と活用</li> </ul>

② 業務委託のさらなる推進

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務委託が可能な職域の検討・調整及び業務委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務委託が可能な職域の検討・調整及び業務委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務委託が可能な職域の検討・調整及び業務委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務委託が可能な職域の検討・調整及び業務委託の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務委託が可能な職域の検討・調整及び業務委託の実施</li> </ul>

③ 提案型アウトソーシングの導入

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施手法の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実施手法の構築</li> <li>▶ 30年度導入事業の抽出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 30年度導入事業の提案者の募集</li> <li>▶ 31年度導入事業の抽出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 30年度導入事業の開始と検証</li> <li>▶ 31年度導入事業の提案者の募集</li> <li>▶ 32年度導入事業の抽出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 31年度導入事業の開始と検証</li> <li>▶ 32年度導入事業の提案者の募集</li> <li>▶ 33年度導入事業の抽出</li> </ul>

(4) 所管局

- ▶ 指定管理者制度の運用  
総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕
- ▶ 業務委託の推進、提案型アウトソーシングの導入  
総務局〔人事課(TEL221-2171)、行財政改革推進課(TEL221-2947)〕

戦略7	民の知恵と活力を活用した公共サービスの展開	重点推進項目
34	PFI等事業手法の導入検討	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 民間へのアウトソーシングを実施・拡大することにより、サービスの向上とコストの削減を図る。
- ▶ 「PFI等事業手法の導入に関する基本方針」を見直し、職員研修等により庁内啓発を行うとともに、民間資金を活用した施設整備が望ましいと考えられる施設については、VFM\*8シミュレーションを行い、導入効果を検証する。

### (2) 現状・課題

- ▶ PFI手法をはじめとする民間活力を活用した様々な事業手法の導入により、市民への行政サービスの向上と効率的な行財政運営の実現を図るため、「PFI等事業手法の導入に関する基本方針」を策定した。（平成16年度）
- ▶ DBO方式によりエコパークあぼしを建設し、運営している。（平成22年度稼働）

#### PFI (Private Finance Initiative)

- ▶ 民間の資金及び経営手法を活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営等を行うこと

#### DBO (Design Build Operate)

- ▶ PFIの一種で、公共が資金調達を負担し、公共施設等の設計、建設及び運営を民間に委託すること

- ▶ 本市におけるPFI手法の活用は上記の一件のみであり、導入が進んでいないため、積極的に推進する必要がある。

\*8 VFM (Value For Money) : 支払い (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方で、従来の方式と比べてPFI手法を用いる方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

(3) 取組みの工程

① 「PFI等事業手法の導入に関する基本方針」の見直し

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 方針の見直し	▶ 方針の見直し			

② PFIに関する庁内啓発と事例研究

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職員研修等による庁内啓発</li> <li>▶ 事例研究と研究内容の庁内共有化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職員研修等による庁内啓発</li> <li>▶ 事例研究と研究内容の庁内共有化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職員研修等による庁内啓発</li> <li>▶ 事例研究と研究内容の庁内共有化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職員研修等による庁内啓発</li> <li>▶ 事例研究と研究内容の庁内共有化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職員研修等による庁内啓発</li> <li>▶ 事例研究と研究内容の庁内共有化</li> </ul>

(4) 所管局

- ▶ 総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕

戦略7	民の知恵と活力を活用した公共サービスの展開	重点推進項目
35	外郭団体の活用と健全経営の推進	

### (1) 取組みの趣旨

- ▶ 公共性・公益性が高い事業を効率的に実施するため、民間企業と同様の機動的な経営を行うことができる外郭団体を活用し、公共サービスの充実を図る。
- ▶ 外郭団体の健全経営を推進するとともに、より効果的で効率的な団体のあり方について、継続的に検討する。

### (2) 現状・課題

- ▶ 平成20年度に策定した「姫路市外郭団体統廃合指針」に基づき、外郭団体の統廃合を行うとともに、姫路市土地開発公社を解散した。（平成22年度～平成25年度）

#### 本市の外郭団体及び団体の所管局（平成26年4月現在）

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| ▶ 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構     | [市長公室（企画政策推進室）]     |
| ▶ 公益財団法人姫路市中小企業共済センター    | [産業局（労働政策課）]        |
| ▶ 公益財団法人姫路・西はりま地場産業センター  | [産業局（産業振興課）]        |
| ▶ 公益財団法人姫路市救急医療協会        | [健康福祉局（保健福祉政策課）]    |
| ▶ 公益財団法人姫路市文化国際交流財団      | [市民局（文化国際課）]        |
| ▶ 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団       | [健康福祉局（地域福祉課）]      |
| ▶ 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会       | [健康福祉局（地域福祉課）]      |
| ▶ 公益社団法人姫路市シルバー人材センター    | [産業局（労働政策課）]        |
| ▶ 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー | [観光交流局（M I C E推進課）] |

- ▶ 各団体の特性を踏まえ、団体が担うことによりサービスの向上が見込まれる事業については、可能な限り団体に任せるべきである。
- ▶ 各団体の中期経営改善計画の計画期間が平成27年度をもって終了することから、平成28年度以降の経営改善計画の策定を求めるとともに、各団体のあり方について、継続的に検討する必要がある。

(3) 取組みの工程

① 外郭団体の活用

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 団体の特性を踏まえた積極的活用	▶ 団体の特性を踏まえた積極的活用	▶ 団体の特性を踏まえた積極的活用	▶ 団体の特性を踏まえた積極的活用	▶ 団体の特性を踏まえた積極的活用

② 外郭団体の健全経営の推進

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
取組み	▶ 次期経営改善計画の策定 ▶ 団体のあり方の検討	▶ 次期経営改善計画に基づく健全経営の推進 ▶ 団体のあり方の検討	▶ 次期経営改善計画に基づく健全経営の推進 ▶ 団体のあり方の検討	▶ 次期経営改善計画に基づく健全経営の推進 ▶ 団体のあり方の検討	▶ 次期経営改善計画に基づく健全経営の推進 ▶ 団体のあり方の検討

(4) 所管局

- ▶ 外郭団体に関する総合調整  
総務局〔行財政改革推進課(TEL221-2947)〕
- ▶ 外郭団体の活用・健全経営の推進  
市長公室〔企画政策推進室(TEL221-2596)〕  
健康福祉局〔保健福祉政策課(TEL221-2399)、地域福祉課(TEL221-2303)〕  
観光交流局〔MICE推進課(TEL221-2116)、文化国際課(TEL221-2098)〕  
産業局〔産業振興課(TEL221-2513)、労働政策課(TEL221-2521)〕
- ▶ 外郭団体の活用  
関係局

# 姫路市行財政改革プラン2019 実行計画

平成28年（2016年）7月【改定版】

《発行》

姫路市総務局行財政改革推進課

〒670-8501兵庫県姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2947

FAX 079-221-2123

URL [http://www.city.himeji.lg.jp/s20/2212947/\\_31245.html](http://www.city.himeji.lg.jp/s20/2212947/_31245.html)